

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連 事 年 度	結 業 等	・ ・ ・ ・	法人名	( )
------------------	-------------	------------------	-----	-----

別表六の二(二)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区	分	国外所得対応分	
					①のうち 非課税所得分	
当期の連結控除限度額 (別表六(二)付表一「15」)	2		当 期 の 加 算 の 他 の 国 外 算 源 所 得 に 係 る 減 算 の 金 額 の 計 算	19	円	
納付した個別控除対象外国法人税額	3			20		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	4			21		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	5			22		
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	6			23		
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	7			24		
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	8			25		
別表六の二(二)「12」の金額	9			26		
調整連結国外所得金額 (別表六(二)「14」)	10			27		
$(9) \times \frac{(7)}{(8)}$	11			28		
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額	12			29		
各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	13			30		
連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$	14			31		
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額	15			32		
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	16			33		
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	17			34		
計 (14) + (15) + (16)	18			35		
個別帰属額 (17)				36		
			37			
			38			
			39			
			40			
			41			
			42			
			43			
			計 (19) + (31) - (42)			

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

個 外 法 人 税 額 の 計 算	当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (別表六(二)「19」)	47	円
	連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地 方 法 人 税 の 控 除 限 度 個 別 帰 属 額 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$	48	
	差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控 除 で き る 金 額 (46)と(48)のうち少ない金額)	49	

## 別表六の二（二） 付表の記載の仕方

### 1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91第1項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)若しくは第68条の93の3第1項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。

(2) 「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

イ 「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額19」には、その連結法人が当期利益又は当期欠損の額のうちその他の国外源泉所得(令第155条の27の2第2号(連結国外所得金額))に掲げる国外源泉所得をいいます。以下同じ。)に係る利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。

ロ 「加算」及び「減算」の各欄には、「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の

額19」に記載された金額がその他の国外源泉所得に係る所得の金額のうち各連結法人に帰せられる金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の二付表の記載に準じて記載します。

なお、ここでいうその他の国外源泉所得に係る所得の金額とは、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するとした場合の連結所得金額をいいます。

ハ 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第155条の28第3項(連結控除限度額の計算)に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

ニ 「納付した個別控除対象外国法人税額20」は、別表六(二の二)の「7」の金額のうち、その他の国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。

### 2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

この明細書は、連結親法人又は連結子法人が地方法人税法第12条第2項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載します。